

<Ｌアラートサービス利用規約の改正事項>

青字:削除 赤字:追加

	改正点	対処方法	現行文	改正文
1.	新たなシステムへの対応：消防庁 との連携 ・消防庁の（被害情報収集ハブ）は、「防災情報システム（都道府県）から連携された情報をＬアラートシステム（FMMC）と時系列システム（消防庁）のそれぞれに連携する情報に仕分けて送信する」という役割がある。 （（Ｌアラート運営諮問委員会 資料 34-2-1 被害情報収集・共有システム概要：抜粋） ※上記はコンピュータシステムとしての記載である。 ・この消防庁の（被害情報収集ハブ）は、現行のＬアラート基本要綱やサービス利用規約にて該当する利用者種別が存在しない。	消防庁の（被害情報収集ハブ）や、今後発生しうる同様の役割を担うシステムを包括できるように新たに利用者（情報仲介者と称す）を定義する。 ※時系列システム（消防庁）は、Ｌアラートサービスの対象外 ※Ｌアラート基本要綱と同様	無し	（用語の定義） 第2条（4－2） 自ら情報の発信は行わず「情報発信者」からの災害等公共情報を集約し、XML 仕様に基づいてその情報をＬアラートに向けて仲介する者を「情報仲介者」と言う。 官公庁もしくは事業者団体。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
2.	同上	消防庁の(被害情報収集ハブ)や、今後発生しうる同様の役割を担うシステムを包括できるよう新たに利用者(情報仲介者と称す)の役割を作成する。 A) 情報仲介者の(責務)を追加する。 (具体的事例) ・Lアラートに情報を配信 (第30条2 システム連携(Lアラートのシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信回線を通じて接続し、データの発信又は受信を行うこと) ・システム停止等連絡の実施 ・障害対応 ・訓練や啓発活動への協力	無し	(情報仲介者の責務) 第32条の2 情報仲介者は、情報発信者とLアラート間のシステム連携を行うものとします。 2 情報仲介者は、第3条の財団からの通知を受けた場合、その内容を確認し、必要な対応をとる責務があります。 3 情報仲介者は、Lアラートとのシステム連携に支障が生じた場合は、直ちにその復旧に努めるとともに、財団に対しては速やかに状況及び復旧までの目途等の報告を行う(財団から求められた場合も同様)ものとします。 4 情報仲介者は、発信訓練や啓発活動に協力するものとします。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
3.	同上	B)情報仲介者の(権限)を追加する。 (具体的事例) ・情報伝達者との兼務条件		(情報仲介者の権限) 第 32 条の 3 情報仲介者がアラートから受信した災害等公共情報を自らの媒体を利用して伝達するには、当該情報仲介者は情報伝達者としての利用申込書を財団に提出する必要があります(第 11 条の利用資格審査を要しません)。この場合、情報仲介者は情報伝達者としての責務と権限の適用を受けます。
4.	情報仲介者の利用者としての定義を明確にする必要がある。 (現在の定義) ・サービス利用者(情報発信者、情報伝達者) ・サービス利用者等(サービス利用者、特別利用者及び協力事業者)	サービス利用者等に含めるよう、その定義に追加する。	(用語の定義) 第 2 条(9) サービス利用者等 サービス利用者、特別利用者 及び協力事業者の総称。	(用語の定義) 第 2 条(9) サービス利用者等 サービス利用者、特別利用者、 情報仲介者 及び協力事業者の総称。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
5.	情報仲介者がLアラートサービスを利用するには、利用契約締結が必要である。	利用契約の締結に情報仲介者を追加する。	(利用契約の締結等) 第9条 本サービスの利用を希望する団体(特別利用者及び協力事業者としての利用を希望する者を含みます。) (本サービスの利用資格審査) 第11条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者又は協力事業者のいずれか)に従い、その所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書の別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基づく資格審査及び対面審査を	(利用契約の締結等) 第9条 本サービスの利用を希望する団体(情報仲介者、特別利用者及び協力事業者としての利用を希望する者を含みます。) (本サービスの利用資格審査) 第11条 財団は、サービス利用申込者が選択したサービス利用者等の種別(情報発信者、特定情報伝達者、一般情報伝達者、特別利用者、情報仲介者又は協力事業者のいずれか)に従い、その所定の利用申込書又は第14条の2に定める利用継続申込書の別紙4「Lアラートサービス 利用資格審査基準」に基づく書面審査を行うほか、情報仲介者、特別利用者及び協力事業者については対面審査を、一般情報伝達者については第1条第2項第10号の細則に基

	改正点	対処方法	現行文	改正文
	(継ぎ)	(継ぎ)	施するものとします。 (サービス及び利用契約の有効期間) 第 14 条 財団は、本サービスの提供を平成23年6月13日から開始し、情報発信者である地方公共団体又は特定情報伝達者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。	づく資格審査及び対面審査を実施するものとします。 (サービス及び利用契約の有効期間) 第 14 条 財団は、本サービスの提供を平成23年6月13日から開始し、情報発信者である地方公共団体又は特定情報伝達者又は情報仲介者と財団との間の利用契約については終了の期日を定めません。 7 情報仲介者と財団との間の利用契約については、当事者間の協議により終了の期日を定めることができるものとします。 8 前 7 項にかかわらず、財団が本サービスを終了する場合、第 22 条(本サービスの運営体制)第 2 項に定める諮問機関と合議の上、相当の猶予期間を置いた本サービスの終

	改正点	対処方法	現行文	改正文
	(継ぎ)	(継ぎ)	(サービス利用の開始) 第 30 条 2 システム連携(Lアラートのノードシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信回線を通じて接続し、データの発信又は受信を行うことをいう。)を行う情報発信者、情報伝達者、協力事業者、及び特別利用者にあつては、サービス利用の開始に先立ち、財団が実施する適合検査に合格しなければなりません。	了期日を決定し、サービス利用者等に速やかに通知するものとします。ただし、経営上その他やむを得ない事由がある場合には、財団は諮問機関との合議を経ることなく本サービスを終了することができるものとします。 (サービス利用の開始) 第 30 条 2 システム連携(Lアラートのシステムとサービス利用者等の側のシステムとを通信回線を通じて接続し、データの発信又は受信を行うことをいう。)を行う情報発信者、情報伝達者、情報仲介者、協力事業者、及び特別利用者にあつては、サービス利用の開始に先立ち、財団が実施する適合検査に合格しなければなりません。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
				※細則内はサービス利用者等に変更
7.	特別利用者と協力事業者の定義や役割にＬアラートへの向上へ重点をおく旨を記載する。	・貢献の観点より向上の観点に変更する。 (基本要綱に合わせる)	(用語の定義) 第2条(8) 特別利用者 情報発信者及び情報伝達者 以外の者で、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等で公共性、公益性又は本サービスの普及への貢献の観点からＬアラートから受信した災害等公共情報を利用することを財団から認められた者。 (8-2) 協力事業者 他のサービス利用者等の利便性の向上に資する機能を提供することで、Ｌアラートサービスの普及及び発展に協力することを申し出た団体で財団から認められた者。	(用語の定義) 第2条(8) 特別利用者 サービス利用者及び情報仲介者以外の者で、防災又は減災に関する専門的な知識又は技術を有する人材を構成員とする団体等で公共性、公益性又は本サービスの普及や向上の観点からＬアラートから受信した災害等公共情報を利用することを財団から認められた者。 (8-2) 協力事業者 他のサービス利用者等の利便性の向上に資する機能を提供することで、Ｌアラートサービスの普及や向上及び発展に協力することを申し出た団体で財団から認められた者。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
	(続き)	(続き)	(特別利用者の責務) 第 35 条 サービス利用者(情報発信者、情報伝達者)に該当しない者であっても、公共的、公益的事業を行っており、また本サービスの情報を活用することでより一層当該事業の公共的、公益的効果が期待される組織、団体又は本サービスの普及に貢献すると認められる組織、団体に対しては「特別利用者」として本サービスの利用を認める場合があります。	(特別利用者の責務) 第 35 条 サービス利用者(情報発信者、情報伝達者)に該当しない者であっても、公共的、公益的事業を行っており、また本サービスの情報を活用することでより一層当該事業の公共的、公益的効果が期待される組織、団体又は本サービスの普及や向上に資すると認められる組織、団体に対しては「特別利用者」として本サービスの利用を認める場合があります。
8.	現在、特別利用者は協力事業者を利用することができない。	再検討とします 2023/03/03 (理由)協力事業者の契約書に影響があることが判明した為		
9.	情報伝達者の提供先で災害支援企業への情報提供を求められている。	再検討とします 2023/03/03 (理由)情報提供できる企業の範囲や情報伝達方法等について影響を精査する必要がある為		

	改正点	対処方法	現行文	改正文
10.	・現行運用とあわない、または不要となった定義を変更／削除する。 ・ノード名称が現行運用と合わない。	全国ノード → 本番環境 テストノード → 試験県境 利用者設置ノード → 定義 自体を削除する。(現在、利用状況が無い為)	(用語の定義) 第2条 (11)全国ノード アラートのノードシステムで、財団が設置、運用するもの。全国センター、バックアップセンターより構成されます。 (12)利用者設置ノード アラートのノードシステムで、財団からノードシステムのプログラムの使用を認められたサービス利用者が設置及び運営するもの。 (12-2)テストノード アラートのノードシステムで、試験用のものとして財団が設置、運用するもの。	(用語の定義) 第2条 (11)本番環境 アラートのシステムで、財団が設置、運用するもの。全国センター、バックアップセンターより構成されます。他資料における「全国ノード」は、「本番環境」に読み替えるものとする。 (12)削除 (12-2)試験環境 アラートのシステムで、試験用のものとして財団が設置、運用するもの。 他資料における「テストノード」

	改正点	対処方法	現行文	改正文
	・被害情報収集ハブと都道府県システムが連携することで、Lアラートの接続環境としての LGWAN が不要となる。	LGWAN の記載を削除する。	※同様に全文を対象とする。 全文を対象とする。	は、「試験環境」に読み替えるものとする。 ※同様に全文を対象とする。 全文を対象とする。
11.	重複記載があることで、規約変更時の複数個所の確認や修正誤りの発生を回避する。	別紙と細則で二重に記載がある部分を細則に一本化する。	(用語の定義) 第2条(3-2)基本サービス 基本サービスとは「公共情報共有基盤」を実現するにあたって基本的な機能を提供するものです。詳細は、別紙1「Lアラート サービス項目」及び「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則 (CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします。 (3-3) 付加サービス	(用語の定義) 第2条(3-2)基本サービス 基本サービスとは「公共情報共有基盤」を実現するにあたって基本的な機能を提供するものです。詳細は、「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則 (CMNS-A20-010)」表1「情報種別」に定めるものとします。 (3-3) 付加サービス

	改正点	対処方法	現行文	改正文
	(続き)	(続き)	付加サービスとはサービス利用者の利便性を高める情報の共有を実現すべく基本サービスに加えて提供するものです。詳細は、別紙1「Ｌアラートサービス項目」及び「Ｌアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則（CMNS-A20-010）」表1「情報種別」に定めるものとします。 (21) サービス提供ツール コモンズツールとＬアラートツールの総称。	付加サービスとはサービス利用者の利便性を高める情報の共有を実現すべく基本サービスに加えて提供するものです。詳細は、「Ｌアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則（CMNS-A20-010）」表1「情報種別」に定めるものとします。 なお、本情報を利用するには、避難情報を受信し、地域住民に情報伝達していることが前提となります。本情報のみの利用はできません。 (21) サービス提供ツール コモンズツールとＬアラートツールの総称。 詳細は、「Ｌアラートソフトウェアの利用に関する細則（CMNS-A20-004）」に定めるものとします。

	改正点	対処方法	現行文	改正文
12.	Lアラートにてほとんど利用されていない情報種別についてを整理する。	以下の情報は提供しなくなるため削除する ・河川水位情報 ・雨量情報	「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」表1「情報種別」 ・河川水位情報 ・雨量情報	「Lアラート 取り扱う情報種別及びデータフォーマットに関する細則(CMNS-A20-010)」表1「情報種別」が対象
13.	Lアラートにて既に提供していないツールを削除する必要がある。(コモンズエディタ、コモンズビューワ)	「Lアラートソフトウェアの利用に関する細則(CMNS-A20-004)」に記載されている為、個々のツールを規約には記載しないようにする。	(用語の定義) 第2条(19)コモンズツール 財団がサービス利用者等に対して提供する、情報発信用のソフトウェア(コモンズエディタ、コモンズエディタ2)及び情報受信用のソフトウェア(コモンズビューワ)の総称 (20)Lアラートツール 財団がサービス利用者等に対して提供する、情報受信用のWEB版ソフトウェア(Lアラートビューワ)	(用語の定義) 第2条(19)コモンズツール 財団がサービス利用者等に対して提供する、情報発信用のソフトウェア (20)Lアラートツール 財団がサービス利用者等に対して提供する、情報受信用のWEB版ソフトウェア

	改正点	対処方法	現行文	改正文
			※同様に全文を対象とする。	※同様に全文を対象とする。
14.	規約や細則に誤記がある。	誤記を訂正する。 細則等での消し忘れを削除する。	(サービス規約の適用) 第1条 一般財団法人マルチメディア振興センター(以下「財団」といいます)は、「Lアラートサービス利用規約」(以下「サービス規約」といいます)に基づき、公共情報共有基盤の実用化に向けた「Lアラートサービス」(以下「本サービス」といいます)を提供します。 (サービス利用の開始) 第30条 情報発信者は、サービス利用の開始に先立ち、財団の指示に従い発信予定の全情報種別について財団が指定する情報発信検査に合格しなければなりません。 公Lアラートシステム 追加諮問委員会	(サービス規約の適用) 第1条 一般財団法人マルチメディア振興センター(以下「財団」といいます)は、「Lアラートサービス利用規約」(以下「サービス規約」といいます)に基づき、災害等公共情報共有基盤である「Lアラートサービス」(以下「本サービス」といいます)を提供します。 (サービス利用の開始) 第30条 情報発信者は、サービス利用の開始に先立ち、財団の指示に従い発信予定の全情報種別について財団が指定する適合検査に合格しなければなりません。 Lアラートシステム 諮問委員会